

令和２年度第１回袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会

１ 開催日時 令和２年７月１４日（火） 午後１時００分開会

２ 開催場所 学校給食センター２階食育ルーム

３ 出席委員

委員長	根本 博之	委員	佐野 隆友
委員	地引 等	委員	今田 知香子
委員	瀧澤 真	委員	島田 宏之
委員	根本 佳子	委員	大工原 紘子

４ 出席職員

学校教育課主査	式地 智子	学校栄養職員	井上 千香子
副総括栄養士	大高 悠里	栄養士	黒川 裕子
副総括栄養士	加賀 深希		

５ 次第

（１）開会の言葉

（２）教育部長挨拶

（３）報告

令和２年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

（４）議題

「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改訂について

（５）その他

（６）閉会の言葉

６ 議事

式地主査	本日はお忙しい中、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまより令和２年度第１回袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、学校教育課の式地です。よろしくお願いいたします。 それでは、初めに委員長よりごあいさつをお願いいたします。
根本委員長	あいさつ（省略）
式地主査	ありがとうございました。 続きまして、令和２年３月３１日をもちまして石井俊一（いしい としかず）

	委員及び鈴木大介(すずき だいすけ)委員及び柏木喜男(かしわぎ よしお)委員が退任されましたので、後任の3名の委員をご紹介します。 資料の袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員名簿をご覧ください。 根本博之(ねもと ひろゆき)委員からご紹介します。 根本委員は、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第3条第2項第2号教育部長として学校給食食物アレルギー対応検討委員に委嘱されました。
根本委員長	あいさつ(省略)
式地主査	ありがとうございました。次に瀧澤真(たきざわ まこと)委員です。 瀧澤委員は、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第3条第2項第5号学校教育課長として学校給食食物アレルギー対応検討委員に委嘱されました。
瀧澤委員	あいさつ(省略)
式地主査	ありがとうございました。次に島田宏之(しまだ ひろゆき)委員です。 島田委員は、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第3条第2項第6号学校給食センター所長として学校給食食物アレルギー対応検討委員に委嘱されました。
島田委員	あいさつ(省略)
式地主査	ありがとうございました。本日、欠席委員はありません。出席委員8名となり過半数の委員の出席がありますので、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、本会議は成立となります。 それでは、ただいまから内容に移りたいと思いますが、会議に先立ちましてご報告いたします。本委員会は市附属機関等の会議の公開の対象となっており、本来であれば市広報等などで市民に周知を図り、傍聴希望者を募集するところですが、今回に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために募集を中止いたしました。よって傍聴者はありません。以上ご報告いたします。 これより先の進行につきましては、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第1項により、根本委員長に議長をお願いいたします。
根本議長	それでは要綱に従いまして、議長を務めさせていただきます。 内容につきましては、配布してございます会議次第に沿って、報告、議題、その後委員からの質疑の順で進めて参ります。 初めに、次第の3番目 報告「令和元年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料1 報告】
根本議長	説明が終わりましたので、これより質疑及び、意見をお受けしたいと思います。何かありますでしょうか。
	質疑なし
根本議長	質疑がないようですので、次の議題の方に移りたいと思います。次第の4番

	目 議題「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改訂について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料2の1ページをご覧ください。 今回のマニュアルの改訂につきましては、袖ヶ浦市の食物アレルギー対応マニュアルを作成する際に参考としました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が令和元年度に改訂されたことに伴い、内容の一部を改訂するものです。また、これまでのマニュアルの運用の中で、いくつか見直す点がありましたので、そちらを改めることを目的としております。 改訂のポイントとしましては、1. ガイドラインの改訂に合わせ、本文の内容を改訂し、ガイドラインの発行年などを修正した点。 2. 「食物アレルギーに関する調査票」を様式第1号に追加した点。平成30年度より、新小学1年生の保護者には、就学時健康診断時に学校給食における食物アレルギー対応について説明をし、アレルギーのある児童の保護者には個別の聞き取りをしているところです。保護者には事前に、食物アレルギーに関する調査票を送付しているのですが、この様式がマニュアルの中に入っておりませんでしたので、今回新たに追加するものです。これに伴い、今まで様式第1号としていた「食物アレルギー対応給食申請書」を様式第1号の2に変更しております。 3. 関係機関での情報共有については、保護者からの同意を得て行っているところですが、消防機関との情報共有は必ずしも行われるものではなく、緊急時に必要に応じて共有されるものであるため、今回マニュアル中の文言を実態に合わせた形で修正しております。 4. 様式の一部を修正した点。これまでの説明した内容を踏まえ、様式の一部を修正いたしました。 5. 様式第3号「学校生活管理指導表」の記載内容を袖ヶ浦市の様式とした点。様式第3号につきましては、これまでガイドラインの様式をそのまま使用していましたが、今回のガイドラインの改訂に伴い、内容の一部が改訂されました。変更後の様式について、事務局でも検討いたしましたが、そのままの様式を使用するとなると、対応時に不都合が生じることが予想されたため、今回、ガイドラインの様式を一部変更し、袖ヶ浦市の様式として使用したいと考えました。 6. 未摂取による除去対応の解除について医師の診断に基づく対応とした点。「学校生活管理指導表」の変更により、新たに除去根拠の欄に、未摂取という項目が追加されました。この未摂取による除去対応の解除につきましても、これまでの解除申請の対応と同じく、医師の診断に基づく対応としたいと考えております。こちらにつきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。改訂のポイントとしては以上6点です。

	【資料 2 説明】
根本議長	説明が終わりましたので、これより質疑及び意見をお受けしたいと思います。 なにかございますでしょうか。
	質疑なし
根本議長	それでは、質疑がないようでございます。検討した内容でマニュアルを改訂 いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。長時間に亘り、ご審 議いただきましてありがとうございました。これにて議長の任を解かせていた だきます。
式地主査	皆様ありがとうございました。次第の 5 番目「その他」になりますが、事務 局からは「その他」ございませんが、委員さんから何かご意見等ありますか。
	意見なし
式地主査	なければこれにて令和 2 年度第 1 回袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検 討委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

— 閉会 —

令和２年度第１回袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
会議次第

日時 令和２年７月１４日（火）１３時００分から
場所 袖ヶ浦市立学校給食センター２階食育ルーム

１ 開会の言葉

２ 教育部長挨拶

３ 報 告

令和２年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

資料１

４ 議 題

「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改訂について

資料２

５ その他

６ 閉会の言葉

令和 2 年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

1. 小中学校別学校給食食物アレルギー対応申請児童生徒の数

令和2年6月末時点で学校給食の食物アレルギー対応を希望する児童生徒数は表1のとおりです。令和2年2月17日開催「令和元年度袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」において今年度の食物アレルギー対応児童生徒の検討をしたところですが、その後、新規の申請が1件ありました。この1件につきましては、委員の審議、承認を得たのちに教育委員会内において決裁を受け、すでに対応を開始しておりますので併せて報告いたします。追加承認された生徒の状況は表2のとおりです。

(表 1) 令和2年度学校給食食物アレルギー対応者数(人)

学校名	対応レベル 1 (詳細な献立表対応)	対応レベル 2 (一部・完全弁当対応)	対応レベル 3 (除去食対応)	アレルギー 対応合計
昭和小	7	4		11
長浦小	8	4		12
根形小		4	1	5
中川小	2	1		3
平岡小	2		1	3
幽谷分校				0
蔵波小	6	10	1	17
奈良輪小		7		7
小学校計	25	30	3	58
昭和中	1	3		4
長浦中	1	1	1	3
根形中	1	1		2
平川中	2			2
蔵波中			2	2
中学校計	5	5	3	13
合計	30	35	6	71

(語句説明)

対応レベル1:給食の原材料を詳細に記した献立表を基に、給食から原因食物を除外して食べる対応

対応レベル2:すべての給食が食べられない完全弁当対応と一部の献立において弁当を持参する一部弁当対応

対応レベル3:卵、乳を除いた給食を提供する対応

(表2) 新規申請内容

学校	学年 (令和2年度)	性別	保護者申請及び 校内対応検討 レベル	食物アレルギー 原因食物	学校における配慮等一部抜粋	エビペンの有無	申請日
中学校	1年生	女	レベル2	鶏卵、落花生、 マカダミアナッツ	保護者から申請のあったメニューは配膳しないことを全職員・クラスの生徒に周知し、その日の給食を担当と本人で確認する。	有	令和2年2月26日

2. 学校給食食物アレルギー対応申請の原因食物

学校給食食物アレルギー対応で申請のあった原因食物上位10位は表3のとおりです。原因食物は鶏卵、落花生、いくらの順に多い結果となりましたが、給食で提供されるものとしては卵や乳の頻度が高い状況です。また、落花生、くるみ、カシューナッツといった種実類の申請件数は増加傾向がみられています。献立を作成する際には、同日に同じ原因食物が重複しないか、などの検討を行いながら対応しています。

(表3) 原因食物上位 10 位 (重複あり)

順位	原因食物	人数
1	鶏卵	23
2	落花生	19
3	いくら	12
4	かに	10
4	くるみ	10
6	えび	9
7	乳	6
7	カシューナッツ	6
9	キウイフルーツ	5
9	もも	5
9	たらこ	5

目次

○ I	食物アレルギーに関する基礎知識	2
○ II	袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応	4
○ III	保護者との個別面談	5
○ VI	給食対応フローチャート	6
○ XI	資料	7

改訂のポイント

令和元年度に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が改訂された。それに伴いマニュアルの一部を改訂するものである。また、マニュアルの一部を実態に合わせて修正するものである。

1. ガイドラインの改訂に合わせて本文を改訂し、発行年などを修正した点
2. 「食物アレルギーに関する調査票」を様式第1号に追加した点
(これに伴い、「食物アレルギー対応給食申請書」を様式第1号の2に変更)
3. 関係機関での情報共有に関する文言を実態に合わせて修正した点
4. 様式の一部を修正した点
5. 様式第3号「学校生活管理指導表」の記載内容を袖ヶ浦市の様式とした点
6. 未摂取による除去対応の解除について、医師の診断に基づく対応とした点

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

○ I 食物アレルギーに関する基礎知識

改訂後	改訂前
1 アレルギー疾患とは アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすことです。 <u>児童生徒等のアレルギー疾患は食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがありますが、病気のメカニズムとしては共通な部分が多く、反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えることもできます。メカニズムが共通であることから、いくつかのアレルギー疾患を一緒にもっている（合併）児童生徒等が多いことにも気をつけなければなりません。</u> <u>アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主にIgE抗体（免疫グロブリンの一種）をたくさん作りやすい体質であるかと、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンの曝露の多い生活環境や生活習慣があるかが関係しています。</u> 2 食物アレルギーとは (1) (略) (2) 食物アレルギーの各病型の特徴 ○即時型 <u>食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんま疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどはIgE抗体が関係します。</u> ○口腔アレルギー症候群 <u>口腔アレルギー症候群はIgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉－食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（交差反応）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状とし</u>	1 アレルギー疾患とは アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を<u>起こす時に用いられる言葉です。</u> <u>アレルギーによる子どもの代表的な疾患としては、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎などがあります。これらの疾患には共通して免疫反応が関与しており、反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えることもできます。そして、疾患のメカニズムに共通している部分が多いため、いくつかのアレルギー疾患を合併する子どもが多いことも事実です。</u> <u>アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主にIgEと呼ばれる血液中の抗体（免疫グロブリン）をたくさん作りやすい体質であるかと、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンにさらされることの多い生活環境や生活習慣が関係しています。</u> 2 食物アレルギーとは (1) (略) (2) 食物アレルギーの各病型の特徴 ○即時型 <u>食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんま疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。</u> ○口腔アレルギー症候群 <u>果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、</u> <u>食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。</u> <u>多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5％程度で全身的な症状に</u>

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

改訂後	改訂前												
て口腔内の症状が出ている場合もあるため注意が必要です。 ○食物依存性運動誘発アナフィラキシー 特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。Ig E 抗体が関係します。 原因食物としては小麦、甲殻類が多く、発症した場合にはじんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。 ※（略） 「公益財団法人 日本学校保健会 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より（一部改変） （３）加工食品等のアレルギー表示について（食品表示法平成 30 年 4 月改正） 患者数が多いか重篤度の高い 7 品目の表示が義務付けられています。また表示を推奨している食品は 21 品目あります。 <table><tr><th>特定原材料等</th><th>義務</th><th>推奨</th></tr><tr><td></td><td>卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに</td><td>あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド</td></tr></table>	特定原材料等	義務	推奨		卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド	進むことがあるため注意が必要です。 ○食物依存性運動誘発アナフィラキシー 原因食物を摂取して 2 時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食物としては、小麦、甲殻類が多く、発症した場合にはじんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。 ※（略） （３）加工食品等のアレルギー表示について（食品衛生法施行規則平成 25 年 10 月改正） 患者数が多いか重篤度の高い 7 品目の表示が義務付けられています。また表示を推奨している食品は 20 品目あります。 <table><tr><th>特定原材料等</th><th>義務</th><th>推奨</th></tr><tr><td></td><td>卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに</td><td>あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ</td></tr></table> 引用文献「財団法人 日本学校保健会 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン。」	特定原材料等	義務	推奨		卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ
特定原材料等	義務	推奨											
	卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド											
特定原材料等	義務	推奨											
	卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ											

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

○ II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応

改訂後	改訂前
1 基本事項 本市は令和2年3月公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および、平成25年11月千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課発行の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」および、平成27年3月文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った食物アレルギー対応を実施します。 2、3（略） 4 対応の流れ （1）食物アレルギー調査（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時） 市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「食物アレルギーに関する調査票【様式第1号】」を併せて送付し、就学時健康診断時に提出するよう依頼します。 （2）学校給食における食物アレルギー関係書類の配付（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時） 給食センター栄養士は就学時健康診断会場において「食物アレルギーに関する調査票【様式第1号】」から食物アレルギーの有無を把握し、食物アレルギーのある児童の保護者に状況の聞き取りを行います。聞き取り内容から必要に応じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。 食物アレルギーを有する進級児童生徒には、学校から「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。 （3）～（8）（略） 5（略）	1 基本事項 本市は平成20年3月財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および、平成25年11月千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課発行の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」および、平成27年3月文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った食物アレルギー対応を実施します。 2、3（略） 4 対応の流れ （1）食物アレルギー調査（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時） 市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「食物アレルギーに関する調査票_____」を併せて送付し、就学時健康診断時に提出するよう依頼します。 （2）学校給食における食物アレルギー関係書類の配付（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時） 給食センター栄養士は就学時健康診断会場において「食物アレルギーに関する調査票_____」から食物アレルギーの有無を把握し、食物アレルギーのある児童の保護者に状況の聞き取りを行います。聞き取り内容から必要に応じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号____】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。 食物アレルギーを有する進級児童生徒には、学校から「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。 （3）～（8）（略） 5（略）

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

○ III 保護者との個別面談

改訂後	改訂前
(略) 1 (略) 2 面談の内容 (例) (1) ～ (4) (略) (5) 緊急時の対応：P 1 9 ～ 2 1 「Ⅶ 緊急時の対応」を参考に、緊急時に関する学校での対応について理解と協力を得ます。 <u>対象児童生徒の緊急時には、必要に応じて消防署員に情報を提供すること があります。</u>学校と関係機関との<u>情報共有</u> 体制をつくることについて理解を得るよう努めます。 (6) (略)	(略) 1 (略) 2 面談の内容 (例) (1) ～ (4) (略) (5) 緊急時の対応：P 1 9 ～ 2 1 「Ⅶ 緊急時の対応」を参考に、緊急時に関する学校での対応について理解と協力を得ます。 <u>「エピペン®」を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得 たうえで、管轄消防署に情報を提供します。</u>学校と関係機関との<u>連携</u> 体制をつくることについて理解を得るよう努めます。 (6) (略)

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル〔比較表〕

○ VI 給食対応フローチャート

改訂後						改訂前					
1 年間フローチャート 【A.新小学校1年生/B.進級時】						1 年間フローチャート 【A.新小学校1年生/B.進級時】					
時 期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者	時 期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
10月～11月 就学時健康診断(新小学校1年生)	就学時健康診断の通知と併せて、【様式第1号食物アレルギーに関する調査票】を郵送。 就学時健康診断の受付時、様式第1号を回収する。	① ② ③	④ 回収した様式第1号から聞き取りを行う。 学校給食対応を希望する児童には学校給食における食物アレルギー対応の関係書類を配付する。 【様式第1号の2食物アレルギー対応給食申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を配付。	全保護者に配布。 全員様式第1号を提出。		10月～11月 就学時健康診断(新小学校1年生)	就学時健康診断の通知と併せて、「食物アレルギーに関する調査票」を郵送。 受付時、調査票を回収する。	① ② ③	④ 回収した調査票から聞き取りを行う。 学校給食対応を希望する児童には学校給食における食物アレルギー対応の関係書類を配付する。 【様式第1号食物アレルギー対応給食申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を配付。	全保護者に配布。 全員調査票を提出。	
10月～11月 進級児童生徒における食物アレルギー対応の関係書類の配付	食物アレルギーを有する進級児童生徒の保護者に症状の確認と学校給食対応の継続希望について調査するよう学校長へ依頼。	⑤ 【様式第2号食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を各家庭に配付。	⑥		病院を受診し、診察を受ける。	10月～11月 進級児童生徒における食物アレルギー対応の関係書類の配付	学校長あてに進級児童生徒の食物アレルギーを有する保護者に食物アレルギーの症状の確認と学校給食対応の継続の希望の有無を調査する。【様式第2号食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】	⑤ 【様式第2号食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を各家庭に配付。	⑥		病院を受診し、診察を受ける。

○ XI 資料

7

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル〔比較表〕

改訂後					改訂前				
様式第1号の2					様式第1号				
食物アレルギー対応給食申請書					食物アレルギー対応給食申請書				
年 月 日					年 月 日				
袖ヶ浦市教育委員会 様					袖ヶ浦市教育委員会 様				
保護者氏名 _____ 印					保護者氏名 _____ 印				
食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。					食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。				
学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	☐ 新小学1年生 ☐ 年 組 (申請時点)	学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 () 携帯	(ふりがな) 保護者氏名		電話番号	自宅 () 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				住所	〒 袖ヶ浦市			
前籍の保育所・幼稚園・学校での対応					前籍の保育所・幼稚園・学校での対応				
保育所・幼稚園 学校名			給食対応	有・無・弁当持参	保育所・幼稚園 学校名			給食対応	有・無・弁当持参
これまでの 給食対応内容					これまでの 給食対応内容				
1 今後の学校給食での食物アレルギー対応について(希望する項目をチェックしてください。) ☐ 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布 ☐ 卵を除去した除去食の提供 ☐ 乳を除去した除去食の提供 ☐ 卵と乳を除去した除去食の提供 2 添付書類 (必須) ☒ 学校生活管理指導表 3 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。 (すべての項目を確認の上、チェックしてください。) ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。 ☐ 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があること。 ☐ 微量混入 (コンタミネーション) の可能性は完全に排除できないこと。 ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されること。 ☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。					1 今後の学校給食での食物アレルギー対応について (希望する項目をチェックしてください。) ☐ 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布 ☐ 卵を除去した除去食の提供 ☐ 乳を除去した除去食の提供 ☐ 卵と乳を除去した除去食の提供 2 添付書類 (必須) ☐ 学校生活管理指導表 3 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。 (すべての項目を確認の上、チェックしてください。) ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。 ☐ 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があること。 ☐ 微量混入 (コンタミネーション) の可能性は完全に排除できないこと。 ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、管轄消防署員に情報が共有されること。 ☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。				

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル〔比較表〕

改訂後					改訂前				
様式第2号					様式第2号				
食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書					食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書				
年 月 日					年 月 日				
袖ヶ浦市教育委員会 様					袖ヶ浦市教育委員会 様				
保護者氏名 _____ 印					保護者氏名 _____ 印				
食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。 診断の結果は、これまでと変更が（ありません・あります）。					食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。 診断の結果は、これまでと変更が（ありません・あります）。				
学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	年 組（申請時点）	学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	年 組（申請時点）
（ふりがな） 児童生徒氏名		性別 男・女	生年月日	年 月 日	（ふりがな） 児童生徒氏名		性別 男・女	生年月日	平成 年 月 日
（ふりがな） 保護者氏名			電話番号	自宅（ ） 携帯	（ふりがな） 保護者氏名			電話番号	自宅（ ） 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				住所	〒 袖ヶ浦市			
1 今後の学校給食での食物アレルギー対応について（希望する項目をチェックしてください。） ☐ 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布 ☐ 卵を除去した除去食の提供 ☐ 乳を除去した除去食の提供 ☐ 卵と乳を除去した除去食の提供 2 添付書類（必須） ☒ 学校生活管理指導表 3 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。 （すべての項目を確認の上、チェックしてください。） ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。 ☐ 不足があれば、（一部）弁当持参の必要な場合があること。 ☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないこと。 ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されること。 ☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。 4 なお、学校給食における食物アレルギー対応が解除になった場合は解除届を提出してください。					1 今後の学校給食での食物アレルギー対応について（希望する項目をチェックしてください。） ☐ 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布 ☐ 卵を除去した除去食の提供 ☐ 乳を除去した除去食の提供 ☐ 卵と乳を除去した除去食の提供 2 添付書類（必須） ☐ 学校生活管理指導表 3 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。 （すべての項目を確認の上、チェックしてください。） ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。 ☐ 不足があれば、（一部）弁当持参の必要な場合があること。 ☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないこと。 ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、管轄消防署員に情報が共有されること。 ☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。 4 なお、食物アレルギーが解除になった場合には解除届を添えて提出してください。				

改訂前

(財)日本学校保健会 作成

(財)日本学校保健会 作成

保護者署名： _____

※学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記録された内容全編で共有します。

※緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を医療機関へ情報を提供します。

※保護者の押印を必ずお願いします。

※減夏の有無にかかわらず必ず年1回の提出をお願いします。

改訂後

[illegible]

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

改訂後

様式第4号

面談記録票及び個別対応票

袖ヶ浦市立

学校

面談年月日	年 月 日	面談出席者		
学年 学級 児童生徒氏名	年 組	保護者氏名		
かかりつけ医療機関名		緊急連絡先		

1 食物アレルギーを起こす原因食物

卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・こま・カシューナッツ・その他（ ）

2 食物アレルギー病型

即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
-----	------------	-------------------

3 アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物（ ）	原因食物（ ）	

4 アレルギー既往歴とその対応

既往歴	対応

5 具体的な配慮と対応

学校 に お け る 配 慮	給食	
	食物（材）を扱う活動・授業	
	宿泊を伴う活動	
	持参薬	
	エピペンの保管	
	その他	

6 アレルギーを起こしたときの対応方法

（ ）

面談内容について確認しました。上記記載内容を必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員で共有することに同意します。

7 学校給食食物アレルギー対応決定レベル

レベル1 （詳細な献立表対応）	レベル2 （弁当対応）	レベル3 （除去食対応）
--------------------	----------------	-----------------

改訂前

様式第4号

面談記録票及び個別対応票

袖ヶ浦市立

学校

面談年月日	年 月 日	面談出席者		
学年 学級 児童生徒氏名	年 組	保護者氏名		
かかりつけ医療機関名		緊急連絡先		

1. 食物アレルギーを起こす原因食物

卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かにあわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・こま・カシューナッツ・その他（ ）

2. 食物アレルギー病型

即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
-----	------------	-------------------

3. アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物（ ）	原因食物（ ）	

4. アレルギー既往歴とその対応

既往歴	対応

5. 具体的な配慮と対応

学 校 に お け る 配 慮	給食	
	食物（材）を扱う活動・授業	
	宿泊を伴う活動	
	持参薬	
	エピペンの保管	
	その他	

6. アレルギーを起こしたときの対応方法

（ ）

面談内容について確認しました。上記記載内容を市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応委員、全教職員全員で共有し、緊急時に備えて管轄消防署に情報提供することを同意します。

7. 学校給食食物アレルギー対応決定レベル

レベル1 （詳細な献立表対応）	レベル2 （弁当対応）	レベル3 （除去食対応）
--------------------	----------------	-----------------

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

改訂後

様式第5号

袖 教 給 第 号
年 月 日

食物アレルギー対応給食 決定通知書

保護者名 様

袖ヶ浦市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました学校給食での対応について、次のとおり決定しましたので通知します。

学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	年 組
(ふりがな) 児童生徒 氏名		性別 男・女	生年月日	年 月 日
対応開始日 対応解除日	年 月 日から 開始・解除			
決定事項				

注意事項

1 学校生活管理指導表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学校までご連絡ください。

2 食物アレルギー対応給食を提供するにあたり、栄養面・献立面で不足が生じる可能性があります。

3 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があります。

4 微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全には排除できません。

5 この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されることがあります。

改訂前

様式第5号

袖 教 給 第 号
年 月 日

食物アレルギー対応給食 決定通知書

保護者名 様

袖ヶ浦市教育委員会

平成 年 月 日付けで申請のありました学校給食での対応について、次のとおり決定しましたので通知します。

学校名	袖ヶ浦市立	学校	学年・学級	年 組(申請時点)
(ふりがな) 児童生徒 氏名		性別 男・女	生年月日	平成 年 月 日
対応開始日 対応解除日	平成 年 月 日から 開始・解除			
決定事項				

注意事項

1 食物アレルギーに関する調査票の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学校までご連絡ください。

2 食物アレルギー対応給食を提供するにあたり、栄養面・献立面で不足が生じる可能性があります。

3 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があります。

4 微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全に排除できないこと。

5 この申請及び学校給食対応の内容は、市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全職員、管轄消防署員に情報が共有されることがあります。

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕